令和7年度

償却資産申告の手引き

（固定資産税）

提出期限　令和７年１月31日（金）

提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、**令和7年1月20日（月）**頃までにご提出くださいますようお願いいたします。

※　申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※　資産の増減のない方、初めて申告される方で該当資産のない方、休業・廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。

※　申告書を郵送で提出される場合に、あて先として使用可能なラベルを最終面に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

インターネットを利用した申告も可能です。
詳しくは、eLTAX（エルタックス）ホームページをご覧下さい。（https://www.eltax.lta.go.jp/）

・償却資産申告書の提出及びお問い合わせ先は全て「札幌市中央市税事務所」となっております。

※　札幌市中央市税事務所の所在等については、最終面をご覧ください。

札　　幌　　市

《は　じ　め　に》

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、法人や個人で、工場や商店、飲食店、美容室、駐車場、賃貸アパート等を経営している方が、その事業のために用いている、構築物・機械・器具備品等の固定資産は償却資産にあたり、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

償却資産は毎年１月１日現在にお持ちの資産を所有者の方から申告していただくこととなっております。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照いただき申告書を作成のうえ、令和７年１月31日（金）の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

《目　　次》

Ⅰ　償却資産のあらまし

1　償却資産とは…… 3
2　償却資産の主な種類…… 3
3　建物附属設備における償却資産と家屋の区分（自己所有の建物について）…… 4
4　申告対象外のもの…… 5
5　国税との比較…… 6
6　業種ごとの償却資産の該当例…… 6

Ⅱ　償却資産の申告について

1　申告していただく方…… 7
2　提出していただく書類…… 7
3　申告書の提出期限…… 7
4　申告書の提出先…… 7
5　申告されない方、虚偽の申告をされた方…… 7
6　償却資産の実地調査…… 8
7　電算処理により全資産申告をする場合等…… 8
8　電子申告（eLTAX）をご利用の方へ…… 8
9　リース資産について…… 9
10　申告の流れ（簡略図）…… 9

Ⅲ　評価額等の算出

1　取得価額、評価額、課税標準額…… 10
2　免税点…… 11
3　税率、税額、納期…… 11
4　課税台帳の閲覧…… 11
〔参考〕減価残存率表…… 12

Ⅳ　課税標準の特例と非課税

1　課税標準の特例が適用される償却資産…… 13
2　非課税となる償却資産…… 13

Ⅴ　償却資産申告書等の書き方

1　初めて申告される方…… 14・15
2　前年以前に申告された方…… 16・17
3　廃業等された方…… 18・19

Ⅰ　償却資産のあらまし

1　償却資産とは

土地及び家屋以外で事業用の有形減価償却資産

(1)　税務会計上、減価償却の対象となるべき資産

(2)　償却済みとなった資産であっても、現に事業の用に供している資産

(3)　経営政策等のため、減価償却を行っていない資産

(4)　建設仮勘定で経理している資産のうち、令和７年１月１日現在、事業の用に供している資産

(5)　一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある遊休資産及び未稼動資産

(6)　簿外資産（贈与等で取得した資産で、帳簿には記載されていないが、本来は償却資産としての性格を持っているもの）

(7)　賃借人の施した家屋の内部造作及び設備

(8)　中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用した資産

2　償却資産の主な種類

<table>
<tr><th colspan="2">資産の種類</th><th colspan="2">主な資産名　かっこ内は標準的な耐用年数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">構築物
(建物附属設備を含む)</td><td colspan="2">舗装路面：アスファルト(10)・コンクリート(15)、ロードヒーティング：アスファルト(10)・コンクリート・ブロック・レンガ(15)、広告塔：金属製(20)・その他(10)、塀：コンクリート(15)・金属造(10)、緑化施設及び庭園(20)、街路灯(10)、ネット設備(15)、スポーツ場の排水その他土工施設(30)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(建物附属設備)
蓄電池電源設備(6)、受変電設備・自家発電設備(15)、屋外給排水設備(15)、屋外受水槽・浄水槽・貯水槽(15)、可動間仕切り(15)、そで看板及び館名板：金属製(18)・その他(10)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>機械及び装置</td><td colspan="2">機械式駐車設備(10)、総合工事業用設備(6)、洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備(13)、ガソリンスタンド設備(8)、飲食店用設備(8)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>船舶</td><td colspan="2">モーターボート(4)</td></tr>
<tr><td>4</td><td>航空機</td><td colspan="2">飛行機(8)、ヘリコプター(5)</td></tr>
<tr><td>5</td><td>車両及び運搬具</td><td colspan="2">フォークリフト(4)、構内運搬車(7)、除雪作業車(4)、
自走式作業用機械設備を含まない大型特殊自動車(4)
大型特殊自動車の詳細は12ページをご覧ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">工具・器具及び備品</td><td colspan="2">事務用備品：金属製(15)・その他(8)、応接セット(8)、電子計算機：パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く(4)、サーバ用・その他のもの(5)、コピー機(5)、ファックス(5)、テレビ・ラジオその他音響機器(5)、看板：ネオンサイン(3)・金属製(10)、冷暖房機器(6)、カメラ(5)、理美容機器(5)、医療機器：歯科診療用ユニット(7)・レントゲン(6)、測定・検査工具(5)、スポーツ用品(3)、除雪機(10)、冷蔵庫(6)</td></tr>
<tr><td>建築設備のうち償却資産の対象となるもの</td><td>電話機・電話交換機(10)、ネオンサイン(3)、マイクロホン・スピーカー(6)、カーテン(3)、防犯カメラ(6)</td></tr>
</table>

※　資産の種類は、法人税申告書別表16の資産の区分（種類）と一致します。

3　建物附属設備における償却資産と家屋の区分（自己所有の建物について）

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告いただく部分と家屋で評価する部分の内訳は次のとおりです。

なお、「償却資産とするもの」に係る資産の種類は３ページの「２　償却資産の主な種類」を参考にしてください。

※　賃借人の施した家屋の内部造作及び設備は賃借人の償却資産となります。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電　気　設　備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備	
	電灯照明設備	家屋と分離している屋外照明設備（外灯等）	屋内照明設備
	電気引込み設備	引込み開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
	電話設備	電話機・交換機等の機器	配線及び配管
	拡声設備 放送設備	マイクロホン・アンプ・スピーカー等の機器	配線及び配管
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
	テレビ共聴設備		設備一式
	LAN設備	設備一式	
給 排 水 設 備	水源	井戸	
	給水設備 排水設備	屋外に敷設された設備	屋内に敷設された設備
		独立した給水塔等	高架水槽・圧力水槽
		特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
ガ　ス　設　備		メーターまでの屋外の配管	屋内配管・バルブ
給　湯　設　備	局所式給湯法 中央式給湯法	事業用ボイラー 公衆浴場の元釜・補助釜	中央式設備一式
避　雷　設　備		独立した設備	家屋と一体の設備
空　調　設　備		ルームエアコン・ＦＦストーブ	ダクト式空調設備等
消　火　設　備		消火器・ホース等	消火栓設備・スプリンクラー・ドレンチャー設備
運　搬　設　備		気送子	気送管設備・エレベーター・エスカレーター
その他の設備	中央監視制御設備	設備一式	
		集合郵便受け、夜間金庫、屋外の焼却炉、屋外融雪設備、カーテン、避難器具	自動扉 屋内融雪設備

《Ｑ＆Ａ―駐車場設備について》

Ｑ　当社は、この度、立体駐車場を設置しました。この立体駐車場は全て固定資産税の「償却資産」として申告しなければなりませんか。また、耐用年数は何年を適用するのですか。

Ａ　構造体、外壁、屋根その他の建物を構成する部分は、固定資産税では「家屋」として評価するため「償却資産」の対象とはなりません。

「家屋」以外の機械部分は「償却資産」の対象となり、耐用年数は10年を適用します。

4　申告対象外のもの

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

(1)　自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
(2)　生物（ただし、観賞等に使用する場合は申告の対象です。）
(3)　無形減価償却資産（営業権・意匠権・ソフトウェア）、電話加入権
(4)　繰延資産（開業費等）
(5)　美術品（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が１点100万円未満のものは申告の対象です。）
(6)　棚卸資産（貯蔵品・商品等）
(7)　耐用年数が１年未満のもの
(8)　所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
(9)　税務会計上、
　①　取得価額（１個又は１組）が10万円未満のもの
　　ただし、法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものについては、申告の対象となります。
　②　取得価額（１個又は１組）が20万円未満のもので３年間の一括償却としたもの
　　ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用したものについては、申告の対象となります。

申告対象区分

経理区分／取得価額基準	一時の損金・必要経費としたもの	（３年間の）一括償却としたもの	固定資産勘定に資産計上したもの（法人の場合）	中小企業者等の全額損金算入特例を適用したもの
10万円未満	×	×	○	－
10万円以上20万円未満		×	○	○
20万円以上30万円未満			○	○

申告対象となります……○
申告対象となりません……×

《Q＆A―ソフトウェアについて》

Q　事務能率を上げるため、300万円で電算プログラム用のソフトウェアを開発しました。このソフトウェアは、固定資産税（償却資産）の対象になりますか。
A　税務会計上ソフトウェアについては、購入又は自己の開発にかかわらず無形固定資産として扱うことになりますので、当該ソフトウェアは固定資産税（償却資産）の対象にはなりません。

5　国税との比較

	固定資産税（償却資産）	国　　税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は「従来の定率法」 （12ページ減価残存率表参照） ※減価率は法人税法等の「旧定率法」の償却率と同じ	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200％定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250％定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません （圧縮前の取得価額を記入してください。）	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の５	備忘価額（１円）
改良費	区分評価	原則区分評価

※　平成19年度税制改正にかかわらず、固定資産税（償却資産）の「減価率」と「評価額の最低限度」は従来のままです。

6　業種ごとの償却資産の該当例

業　　種	主な償却資産の例　　かっこ内は標準的な耐用年数
各業種共通	駐車場設備、外構、借家物件の内装・設備工事(※) （※耐用年数は構造等による）、受変電設備（15）、看板（18）、パソコン（4）、事務机・椅子（15）、応接セット（8）等 その他３ページの表もご参照ください。
飲食業	厨房設備（8）、接客用家具（5）、冷蔵庫（6）、カラオケセット（5）等
理・美容業	理美容椅子（5）、洗面設備（5）、消毒殺菌器（5）等
医（歯）業	各種医療機器（3～10）、医療用ガス設備（15）、待合室用椅子（8）等
小売業	陳列棚：冷蔵機付（6）・その他（8）、レジスター（5）等
ホテル・旅館業	放送設備（6）、厨房設備（10）、ベッド（8）、テレビ（5）等

Ⅱ　償却資産の申告について

1　申告していただく方

令和７年１月１日現在、本市において事業を営んでいる個人又は法人の方で、償却資産（３ページの「１　償却資産とは」に掲げる資産）を所有されている方です。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に資産内容が印字されている方は内容を確認のうえ必ず申告してください。

なお、前年中に資産の増減のない方、初めて申告される方で該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も申告書の「18備考」欄の該当項目に記載の上、申告をお願いします。

2　提出していただく書類

提　出　書　類	提　出　す　る　も　の
償却資産申告書	２枚複写のうち、１枚目を提出してください。 ２枚目は控えです。
種類別明細書 （増加資産・全資産用）	２枚複写のうち、１枚目を提出してください。 ２枚目は控えです。

※　詳細は、「Ⅴ　償却資産申告書等の書き方（14ページ～19ページ）」をご覧ください。

3　申告書の提出期限

令和７年１月31日（金）です。

なお、期限間近になると窓口が混雑しますので、令和７年１月20日(月)頃までにご提出くださいますようご協力をお願いします。

4　申告書の提出先

(1)　提出先

申告書等は、**札幌市中央市税事務所固定資産税課償却資産係**へ提出してください。

札幌市中央市税事務所の所在等については、最終面をご覧ください。

なお、区役所では償却資産業務を行っておりませんのでご注意ください。

(2)　複数の区に資産をお持ちの方

資産の所在する区ごとに申告書を作成し、(1)提出先へ提出してください。

また、１つの封筒に複数の申告書を入れて郵送される場合は、それぞれの申告書をクリップなどで留めて封入していただきますよう、ご協力をお願いします。

※　申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

5　申告されない方、虚偽の申告をされた方

資産を所有している方で正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条に基づく札幌市税条例第61条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

6　償却資産の実地調査

札幌市では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて償却資産の実地調査を行っております。実地調査では所得税や法人税に関する書類、固定資産台帳等を閲覧させていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、実地調査に伴って修正申告を提出していただく場合がありますが、この場合は資産の取得年月に応じて過年度に遡及して課税することになりますので、ご了承ください。

7　電算処理により全資産申告をする場合等

償却資産申告書	全国的に統一された様式（地方税法施行規則第26号様式）により、申告してください。
種類別明細書（全資産用）	全国的に統一された様式（地方税法施行規則第26号様式別表１）により、申告してください。 また、次の事項にご留意ください。 (1)　全国的に統一された様式の記載事項すべてを記載すること（独自の様式により作成する場合） (2)　すべての資産について、固定資産税における償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。 (3)　毎年度すべての資産を申告し、「評価額」を算定すること。

※　減少資産用は確認のため提出にご協力ください。
　札幌市の所有者コードを申告書に記載していただきますようご協力ください。
　札幌市の申告書を使用しない場合でも、必ず札幌市の申告書と種類別明細書（資産をお持ちの方のみ）も一緒に提出してください。

※　本市作成の申告書用紙を利用されない方には、申告書用紙に替えて、申告のお知らせハガキを送付する場合があります。

8　電子申告（eLTAX）をご利用の方へ

電子申告に関する手続きは札幌市中央市税事務所が担当します。

申告先を登録する際、複数の区に資産をお持ちの方はそれぞれの区ごとに申告先を登録し、申告書を作成してください。

また、電子申告の利用届出をされていて資産をお持ちの方には、申告書用紙に替えて、申告のお知らせハガキを送付しております。電子申告を利用せず申告をされる場合は、申告書用紙を送付しますので最終面お問い合わせ先までご連絡ください。

※電子申告のお問い合わせ先

申告データ作成方法等の電子申告利用に関する具体的な操作方法については、下記にお問い合わせください。

地方税共同機構	ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/ 電話番号：0570-081459 上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

9　リース資産について

一般にリース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱いが変わります。

(1)　〔一般的な賃貸借契約〕

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、**貸主**（リース会社等）が申告することになります。

借主は償却資産申告書の「16 借用資産（有・無）」欄に該当項目を記入し、「リース契約書」の写しを添付してください。

(2)　〔所有権留保付割賦販売契約〕

リース期間中、資産の所有権を貸主（リース会社等）にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転するときには、地方税法第342条第３項の規定により貸主と借主の共有資産とみなされます。この場合社会通念上、**借主**に申告していただきます。

申告の際には、種類別明細書の摘要欄に貸主の名称を記載してください。

10　申告の流れ（簡略図）

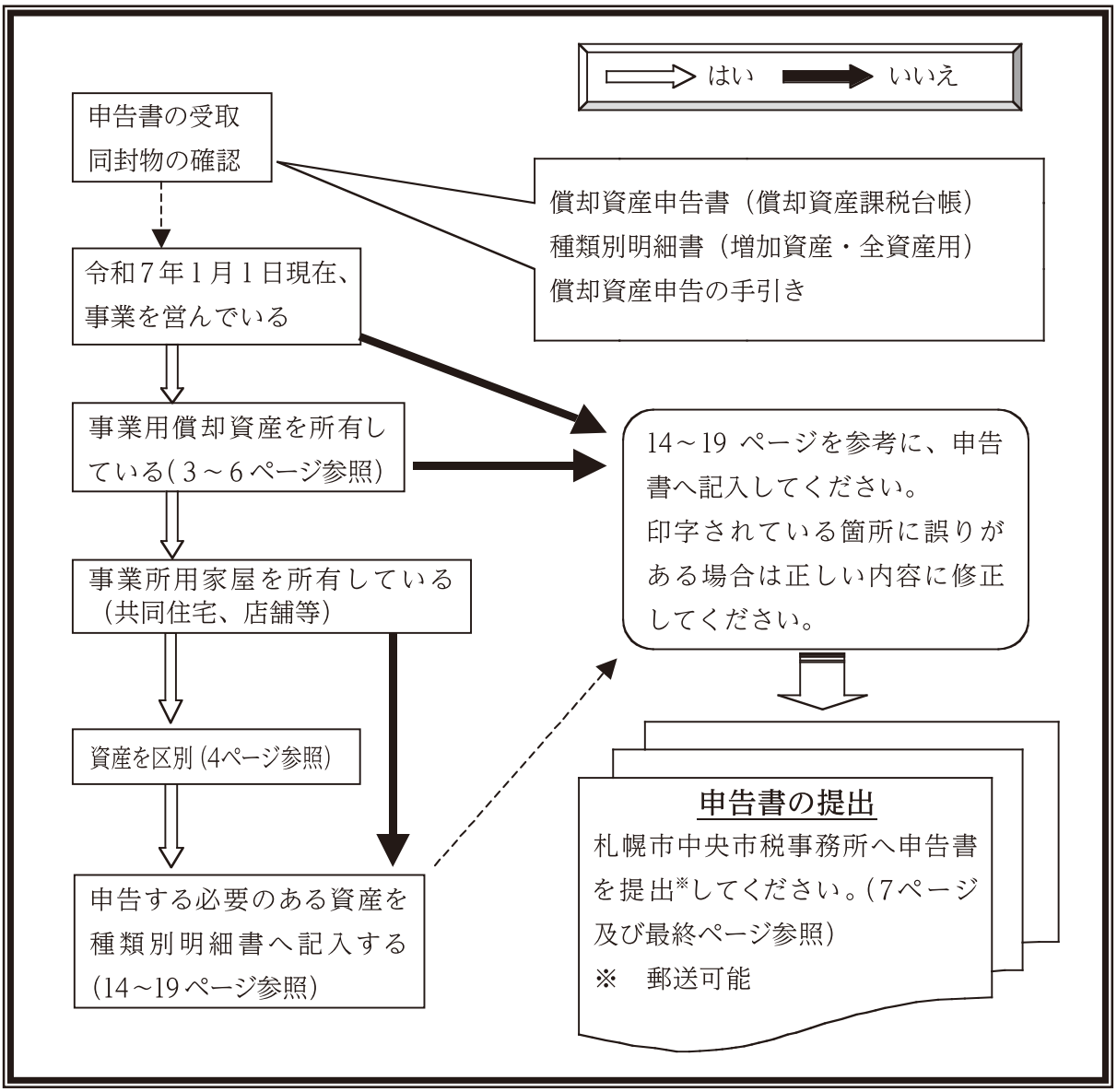

Ⅲ　評価額等の算出

1　取得価額、評価額、課税標準額

区　　分	説　　明	具　体　例
取得価額	取得価額は、償却資産を取得するためにその取得時に通常支出すべき金額です。 （購入の代価、原材料費、労務費、引取運賃、荷役費、手数料、据付費などをさします。） 消費税については、消費税の経理処理を税込経理方式又は税抜経理方式のどちらを採用しているかに従って取り扱ってください。	Aさんは飲食店を営むために、令和６年５月８日に以下のものを購入しました。 ①冷 蔵 庫… 52万円(6) ②陳 列 棚…100万円(8) ③内部造作…100万円(10) かっこ内の数字は、各々の資産の耐用年数です。
評　価　額	(1)第１年度目（初年度） 取得価額×（1 －$\frac{r}{2}$） ＝第１年度目の評価額 ※ｒ：耐用年数に応ずる減価率（12ページを参照） ※第１年度目は半年償却をします。（月割償却はしません。） (2)第２年度目 第１年度目の評価額×（1 － ｒ） ＝第２年度目の評価額 (3)第３年度目以降 前年度の評価額×（1 － ｒ） の算式により順次計算します。 ※「取得価額×５％」の額よりは下がりません。	(1)令和７年度の評価額 ①冷 蔵 庫 520,000 × 0.840 ＝ 436,800 ②陳 列 棚 1,000,000 × 0.875 ＝ 875,000 ③内部造作 1,000,000 × 0.897 ＝ 897,000 (2)令和８年度の評価額 ①冷 蔵 庫 436,800 × 0.681 ＝ 297,460 ②陳 列 棚 875,000 × 0.750 ＝ 656,250 ③内部造作 897,000 × 0.794 ＝ 712,218 (3)令和９年度の評価額 ①冷 蔵 庫 297,460 × 0.681 ＝ 202,570 ②陳 列 棚 656,250 × 0.750 ＝ 492,187 ③内部造作 712,218 × 0.794 ＝ 565,501
課税標準額	償却資産課税台帳に登録された毎年１月１日現在の評価額が課税標準となります。（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合） 合計課税標準額は、1,000円未満を切り捨てます。	(1)令和７年度の合計課税標準額 ①＋②＋③＝ 2,208,800 → 2,208,000円 (2)令和８年度の合計課税標準額 ①＋②＋③＝1,665,928 → 1,665,000円 (3)令和９年度の合計課税標準額 ①＋②＋③＝1,260,258 → 1,260,000円

2　免税点

所有している全資産の課税標準額の合計が150万円未満のときは課税されません。なお、その場合は、納税通知書の送付は行っておりません。

※免税点の判定は、資産の所在する区ごとに行います。

3　税率、税額、納期

区　　分	説　　明	具　体　例
税　　率	1.4%	
税　　額	合計課税標準額×1.4%（税率）＝税額 ※ 100円未満は切り捨てます。	(1)令和７年度の税額 2,208,000 × 1.4% ＝ 30,912円 → 30,900円 (2)令和８年度の税額 1,665,000 × 1.4% ＝ 23,310円 → 23,300円 (3)令和９年度の税額 免税点未満のため課税されません。
納　　期	税額は４回に分割され、各納期ごとに納めていただきます。 （1 期：4 月、 2 期： 7 月 3 期：9 月、 4 期：12 月）	令和７年度の納税額 1 期……9,900円 2 期……7,000円 3 期……7,000円 4 期……7,000円

4　課税台帳の閲覧

令和７年度の償却資産課税台帳を、４月１日から札幌市中央市税事務所で閲覧することができます。償却資産課税台帳の閲覧についてご不明な点がありましたら、札幌市中央市税事務所にお問い合わせください。また、価格について不服のある方は、納税通知書の交付を受けた日後３か月を経過する日までの間において審査の申出をすることができます。

《Ｑ＆Ａ―看板について》

Ｑ　当社は、150万円の費用をかけて支柱に鉄製の広告用看板を取り付けました。これは、「構築物」、「器具及び備品」のいずれに該当しますか。また、その耐用年数は何年を適用することになりますか。

Ａ　「構築物」の「広告用のもの」とは、建物の屋上又は他の構築物に付設された工作物若しくは野立て看板等をいい、容易に移動できないものをさします（耐用年数20年）。

一方、「器具及び備品」の「看板及び広告器具」には、広告用のネオンサインや気球（耐用年数３年）、移動の容易な金属製の看板（耐用年数10年）が含まれます。

ご質問の看板は、「構築物」に該当し、その耐用年数は「構築物」の「広告用のもの」の「金属造のもの」の20年を適用することとなります。

〔参考〕

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	$1-\frac{r}{2}$	1－r		r	$1-\frac{r}{2}$	1－r		r	$1-\frac{r}{2}$	1－r
				16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	45	0.050	0.975	0.950

《Q＆A―大型特殊自動車について》

Q　償却資産の対象となる大型特殊自動車の範囲を教えてください。

A　償却資産の対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、フォークリフト、除雪車等があり、自動車登録番号の分類番号の区分では以下のものが該当します。

0、00～09、000～099　建設機械に該当するもの（自走式作業用機械設備等）（２種）
9、90～99、900～999　建設機械以外のもの（５種）

または、種類別にみると以下のものが該当します。

農耕用作業自動車（※）……　長さ・高さ・総排気量の基準はなく、最高速度時速35km以上のもの
その他の特殊自動車 ……　長さ4.7m・幅1.7m・高さ2.8m、最高速度時速15kmの各基準を１つでも超えるもの

なお、上記の基準を満たさないものは小型特殊自動車に該当しますので、償却資産の対象になりません。（※「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、最高速度時速35km未満のものは軽自動車税種別割の課税対象となり、償却資産の対象外となります。）

Ⅳ　課税標準の特例と非課税

1　課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法に規定されている課税標準の特例に該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）にその名称等を記載するとともに、摘要欄に「特例資産」と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

主な特例該当資産は下記のとおりです。

資 産 名	適用条項	概　　要	添　付　書　類
先端設備等導入計画に基づき取得した機械装置等	地方税法附則第15条第44項	令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間に、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械及び装置、工具・器具及び備品、建物附属設備で政令で定めるものについて、最初の３年度分、課税標準を２分の１とする。	計画の申請書及び認定書の写し、工業会等による投資利益率に関する向上要件証明書の写し、先端設備等に係る誓約書の写し ※リース会社の場合は併せて固定資産税軽減額計算書及びリース契約書の写し ※従業員へ賃上げ方針を表明した場合は併せて従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
		上記に加え、中小企業者等が雇用者に対して給与等支給額の増額を同計画に位置付け、これを労働者に表明したことを証明する書類を添付して市町村の認定を受けた場合には、課税標準額を次のとおりにする。 ①　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得したもの　最初の５年間価格の３分の１ ②　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に取得したもの　最初の４年間価格の３分の１	

※　先端設備等導入計画については、「札幌市」のホームページをご確認ください。
https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/seisansei.html

※　上記の表は令和６年10月末現在で記載したものです。
なお、上記の表に記載している特例は一部であり、令和７年度の税制改正によって内容が変更される場合もあります。

2　非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産をお持ちの方は、札幌市税条例第59条の３の規定により「固定資産税非課税適用申告書」及び該当資産の確認ができる書類等を提出してください。

なお、詳細については、札幌市中央市税事務所償却資産係までお問い合わせください。

※　「固定資産税非課税適用申告書」は札幌市のホームページの「札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス」からダウンロードできます。

V　償却資産申告書の書き方

1　初めて申告される方

下記の例を参考に各項目の内容を記入してください。印字された項目に変更がある場合は黒線で抹消し、正しい内容を記入してください。（なお、記入例は申告書に氏名等が印字されていない場合のものです）

令和7年　1月　16日
札幌市長（中央区　分）

令和7年度　償却資産申告書（償却資産課税台帳）

該当する方に○印を付けてください。

地区	※	所有者	ド

所有者
1．住所
（又は納税通知書送付先）
2．氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目1番地
様方

法人の場合：本店所在地　個人の場合：住所又は居所
※ 納税通知書等の送付先が所有者の住所と異なる場合は、その住所を記入してください。

受付印

提出日と資産が所在する区を記入してください。
※　複数区に資産をお持ちの方は区ごとに申告書を作成してください。

北海道札幌食品製造株式会社　様

代表取締役　札幌　太郎

（電話　011-211-2228　）　（屋号　サッポロ　）

個人の場合はマイナンバー（個人番号）、法人の場合は法人番号を記入してください。

法人の場合は記入してください。

償却資産申告に関与する税理士等の氏名を記入してください。

3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・(無)
4 事業種目（資本金等の額）	食料品製造業	9 増加償却の届出	有・(無)
	（15　百万円）	10 非課税該当資産	有・(無)
5 事業開始年月	昭和62年4月	11 課税標準の特例	有・(無)
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理係　札幌　花子（電話　011-211-2228）	12 特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
		13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
7 税理士等の氏名	税理士　北海　太郎（電話　011-211-2282）	14 青色申告	(有)・無

第二十六号様式（提出用）

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（(イ)-(ロ)+(ハ)）（ニ）
1 構築物				
2 機械及び装置			4 200 000	4 200 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品			740 000	740 000
7 合計			4 940 000	4 940 000

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

【取得価額の記入方法】
・初めて申告される方は(イ)、(ロ)欄の記入は必要ありません。
・(ハ)欄には、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記入してください。**（令和6年1月1日以前に取得した資産がある場合についても、(ハ)欄に記入してください）**
・色部分は記入しないでください。

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地　（3ヶ所）

		17 事業所用家屋の所有区分
①	札幌市中央区北1条西2丁目　サッポロ	自己所有・(借家)
②	札幌市中央区北2条西3丁目　札幌ビル　グリルサッポロ	自己所有・(借家)
③	札幌市中央区北3条東4丁目	自己所有・(借家)
④		自己所有・借家
⑤		自己所有・借家

区内の全ての事業所又は資産所在地を記入してください。
記入欄が不足する場合は備考欄あるいは別紙(様式自由)に記入してください。

16 借用資産貸主の名称等　(有)・無　札幌市中央区大通西1丁目　サッポロリース株式会社　011-211-2272

借用(リース)資産の有無に○印を付けてください。
また、「有」の場合は、リース会社等の情報を記入してください。

18 備考（添付書類等）　該当する番号に○印をつけてください。
(1) 資産の増減あり　2 資産の増減なし　3 該当資産なし
4 廃業・解散・移転等（　年　月　日）（移転先　）

該当する番号に○印を付けてください。

受付	入力	あて名	点検	基本情報

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和７年度

区名	中央区	1 枚のうち
所有者名	北海道札幌食品製造株式会社	1 枚目

※ 所有者コード

行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	価額	特例	減免	増減事由	摘要
01	6		応接セット	1	5	5	6	250000	8				1·2 3·(4)	申告漏れ資産
02	6		パソコン（サーバー用）	2	5	6	3	360000	5				(1)·2 3·4	
03	6		冷蔵庫	1	4	31	2	130000	6				1·2 (3)·4	石狩市より 令和６年９月に受入れ
04	2		食品自動加工機	1	5	6	10	4200000	8				(1)·2 3·4	中古取得
05													1·2 3·4	
06													1·2 3·4	
07													1·2 3·4	
08													1·2 3·4	
09													1·2 3·4	
10													1·2 3·4	
11													1·2 3·4	
12													1·2 3·4	
13													1·2 3·4	
14													1·2 3·4	
15													1·2 3·4	
16													1·2 3·4	
17													1·2 3·4	
18													1·2 3·4	
19													1·2 3·4	
20													1·2 3·4	
小計				5	「年号」欄 3 昭和 4 平成 5 令和			4940000						

注意 「増減事由」の欄は、増加の時 １新品取得、２中古取得、３移動による受入れ、４その他
減少の時 １売却、２滅失、３移動、４その他
のいずれかに○印をつけてください。

【資産の名称等】
資産の名称を２０文字以内で記入してください。

【資産の種類】
以下の数字を記入してください。
1．構築物
2．機械及び装置
3．船舶
4．航空機
5．車両及び運搬具
6．工具、器具及び備品

【年号】
以下の数字を記入してください。
1．明治
2．大正
3．昭和
4．平成
5．令和
※ 和暦での記入となります。

【取得価額】
圧縮記帳を行っている場合は、
圧縮前の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【摘要】
・**申告漏れ資産については必ず「申告漏れ資産」と記入してください。**
・課税標準の特例の適用を受ける資産については「特例資産」、非課税となる資産については「非課税資産」と記入してください。
・耐用年数省令の改正による耐用年数の変更がある場合には、その旨を記入してください（「省令改正による変更」等）。

【記入上の留意点】
・令和７年１月１日現在に所有している**申告の必要な全ての償却資産**を記入してください。
（申告の要否等については３～９ページをご覧ください）
・取得価額の合計は「償却資産申告書(ハ)・(ニ)欄の合計」と一致します。
・色部分は記入しないでください。

第二十六号様式別表一（提出用）

2　前年以前に申告された方

下記の例を参考に各項目の内容を記入してください。印字された項目に変更がある場合は黒線で抹消し、正しい内容を記入してください。

令和7年　1月　16日
札幌市長（　中央区　分）

令和７年度　償却資産申告書（償却資産課税台帳）

該当する方に○印を付けてください。

地区	※所有者	ド
18	10　0 0 9 9 9	9

所有者
1．住所
（又は納税通知書送付先）
2．氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

060-8611
札幌市中央区北１条西２丁目１番地

様方

法人の場合：本店所在地　　個人の場合：住所又は居所
※ 納税通知書等の送付先が所有者の住所と異なる場合は、その住所を記入してください。

北海道札幌食品製造株式会社　様

代表取締役　札幌　太郎

（電話　011-211-2228）　（屋号　サッポロ）

受付印

提出日を記入してください。

個人の場合はマイナンバー（個人番号）、法人の場合は法人番号を記入してください。

金額に変更が生じた場合は修正してください。

償却資産申告に関与する税理士等の氏名を記入してください。

3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有 (無)
4 事業種目（資本金等の額）	食料品製造業	9 増加償却の届出	有 (無)
	18 百万円 ~~15~~ ）	10 非課税該当資産	有 (無)
5 事業開始年月	昭和６２年４月	11 課税標準の特例	有 (無)
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理係　札幌　花子（電話　011-211-2228）	12 特別償却又は圧縮記帳	有 (無)
		13 税務会計上の償却方法	(定率法) 定額法
7 税理士等の氏名	税理士　北海　太郎（電話　011-211-2282）	14 青色申告	(有) 無

第二十六号様式（提出用）

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（(イ)-(ロ)+(ハ)）（ニ）
1 構築物	5 620 000			5 620 000
2 機械及び装置	12 000 000		3 205 200	15 205 200
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	810 000	430 000	952 400	1 332 400
7 合計	18 430 000	430 000	4 157 600	22 157 600

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格	標準額（ト）
7 合計			

【取得価額の記入方法】
・(イ)欄には、前年度までの申告に基づき資産の取得価額を種類別に合計して印字しています。
・(ロ)欄には、令和６年１月１日現在に所有していた資産のうち、令和６年１月２日から令和７年１月１日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記入してください。
・(ハ)欄には、令和６年１月２日から令和７年１月１日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記入してください。**（令和６年１月１日以前に取得した資産で本年度に初めて申告する資産がある場合についても、(ハ)欄に記入してください）**
・色部分は記入しないでください。

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地　~~3~~（2ヶ所）　17 事業所用家屋の所有区分

① 札幌市中央区北１条西２丁目　サッポロ　自己所有・(借家)
② 札幌市中央区北２条西３丁目　札幌ビル　グリルサッポロ　自己所有・(借家)
③ **札幌市中央区北３条東４丁目**　自己所有・(借家)
④　自己所有・借家
⑤　自己所有・借家

区内の全ての事業所又は資産所在地を記入してください。
記入欄が不足する場合は備考欄あるいは別紙(様式自由)に記入してください。

16 借用資産　(有)・無）
貸主の名称等　**札幌市中央区大通西１丁目　サッポロリース株式会社　011-211-2272**

借用(リース)資産の有無に○印を付けてください。また、「有」の場合は、リース会社等の情報を記入してください。

18 備考（添付書類等）　該当する番号に○印をつけてください。
(1) 資産の増減あり　2 資産の増減なし　3 該当資産なし
4 廃業・解散・移転等（　年　月　日）（移転先　　）

該当する番号に○印を付けてください。

受付	入力	あて名	点検	基本情報

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和７年度

区名	中央区	１枚のうち
所有者名	北海道札幌食品製造株式会社	１枚目

※ 所有者コード　18　10　0099999

行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	価額	特例	減免	増減事由	摘要
01	1	1	駐車場舗装工事	1	5	1	6	3,400,000	10	1,212,141			1・2・3・4	
02	1	2	店舗内装工事	1	4	30	8	2,220,000	15	958,968			1・2・3・4	
03	2	3	ホイルローダー（WA900）	1	4	31	2	12,000,000	4	934,926			1・2・3・4	
04	6	4	壁掛エアコン	~~3~~ 2	5	2	10	~~570,000~~ 380,000	6	151,214			1・(2)・3・4	一部滅失
05	6	5	~~冷蔵庫~~	~~1~~	~~5~~	~~3~~	~~6~~	~~240,000~~	~~8~~	118,125			1・(2)・3・4	故障により滅失
06	6		パソコン（サーバー用）	4	5	5	3	692,400	5				1・2・3・(4)	申告漏れ
07	6		冷蔵庫	2	4	31	2	260,000	6				1・2・(3)・4	石狩市より令和6年9月受入れ
08	2		食品自動加工機	5	6	10		3,205,200	8				1・(2)・3・4	中古取得
09													1・2	
10														
11														
12													3・4	
13														
14														
15														
16														
17													3・4	
18														
19														
20													3・4	
小計				~~3~~ 12	「年号」欄 3 昭和 4 平成 5 令和			~~18,430,000~~ 22,157,600		3,375,374				

【資産の名称等】
資産の名称を２０文字以内で記入してください。

【資産の種類】
以下の数字を記入してください。
１.構築物
２.機械及び装置
３.船舶
４.航空機
５.車両及び運搬具
６.工具、器具及び備品

【年号】
以下の数字を記入してください。
１.明治
２.大正
３.昭和
４.平成
５.令和
※　和暦での記入となります。

【取得価額】
圧縮記帳を行っている場合は、
圧縮前の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における
法定耐用年数を記入してください。

【摘要】
・**申告漏れ資産については必ず「申告漏れ資産」と記入してください。**
・課税標準の特例の適用を受ける資産については「特例資産」、
非課税となる資産については「非課税資産」と記入してください。
・耐用年数省令の改正による耐用年数の変更ある場合には、その旨を
記入してください(「省令改正による変更」等)。

【記入上の留意点】
・既に申告している資産内容に変更がある場合は印字されている該当箇所を**黒線**で抹消し、変更後の内容を記入してください。
・令和６年１月２日から令和７年１月１日までに増加した資産を追加し、減少した資産を削除してください。
・令和６年１月１日以前に取得し、申告していない資産がある場合も記入してください。
・取得価額の合計は「償却資産申告書(二) 欄の合計」と一致します。
・■色部分は記入しないでください。

注意　「増減事由」の欄は、増加の時　１新品取得、２中古取得、３移動による受入れ、４その他
減少の時　１売却、２滅失、３移動、４その他
のいずれかに○印をつけてください。

第二十六号様式別表一（提出用）

3 廃業等された方

下記の例を参考に各項目の内容を記入してください。印字された項目に変更がある場合は黒線で抹消し、正しい内容を記入してください。

令和7年 1月 16日
札幌市長（中央区 分）

令和７年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

該当する方に○印を付けてください。

地区	※所有者	ド
18	10 0 0 9 9 9	9

所有者
1．住所
（又は納税通知書送付先）
2．氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

060-8611
札幌市中央区北１条西２丁目１番地 様方

法人の場合：本店所在地　個人の場合：住所又は居所
※ 納税通知書等の送付先が所有者の住所と異なる場合は、その住所を記入してください。

北海道札幌食品製造株式会社 様

代表取締役　札幌　太郎

（電話 011-211-2228）　（屋号 サッポロ）

受付印
提出日を記入してください。

個人の場合はマイナンバー（個人番号）、法人の場合は法人番号を記入してください。

償却資産申告に関与する税理士等の氏名を記入してください。

3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有 (無)
4 事業種目（資本金等の額）	食料品製造業 （ 15 百万円）	9 増加償却の届出	有 (無)
		10 非課税該当資産	有 (無)
5 事業開始年月	昭和６２年４月	11 課税標準の特例	有 (無)
6 この申告に応答する者の係及び氏名	**経理係　札幌　花子** （電話 011-211-2228）	12 特別償却又は圧縮記帳	有 (無)
		13 税務会計上の償却方法	(定額法) 定額法
7 税理士等の氏名	**税理士　北海　太郎** （電話 011-211-2282）	14 青色申告	(有) 無

第二十六号様式（提出用）

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地（３ヶ所）　17 事業所用家屋の所有区分

① 札幌市中央区北１条西２丁目 サッポロ　自己所有・(借)家
② 札幌市中央区北２条西３丁目 札幌ビル グリルサッポロ　自己所有・(借)家
③ 札幌市中央区北３条東４丁目　自己所有・(借)家
④　自己所有・借家
⑤　自己所有・借家

区内の全ての事業所又は資産所在地を記入してください。
記入欄が不足する場合は備考欄あるいは別紙(様式自由)に記入してください。

16 借用資産（有・無）
貸主の名称等

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（(イ)-(ロ)+(ハ)）（ニ）
1 構築物	7 320 500	7 320 500		0
2 機械及び装置	5 200 000	5 200 000		0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	823 400	823 400		0
7 合計	13 343 900	13 343 900		0

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

【取得価額の記入方法】
・(イ)欄には、前年度までの申告に基づき資産の取得価額を種類別に合計して印字しています。
・(ロ)欄には、令和６年１月１日現在に所有していた資産のうち、令和６年１月２日から令和７年１月１日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記入してください。
・色部分は記入しないでください。

18 備考（添付書類等）　該当する番号に○印をつけてください。

1 資産の増減あり　2 資産の増減なし　3 該当資産なし
(4 廃業)・解散・移転等（令和６年 6月 3日）（移転先　　）

該当する番号に○印を付けてください。

受付	入力	あて名	点検	基本情報

種類別明細書
令和７年度　（増加資産・全資産用）

区名	中央区	1 枚のうち
所有者名	北海道札幌食品製造株式会社	1 枚目

※	所有者コード	
18	10	0099999

行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額	耐用年数	価額	特例	減免	増減事由	摘要
01	1	1	屋外給排水工事		1	5	1	6	2,560,000	15	1,288,855			1・2・3・4	
02	1	2	植栽工事		1	4	30	8	4,760,500	20	2,526,228			1・2・3・4	
03	2	3	食品レーン設備		1	4	31	2	5,200,000	8	1,439,648			1・2・3・4	
04	6	4	工場内防犯カメラ		4	5	1	10	823,400	6	148,756			1・2・3・4	
05														1・2・3・4	
06															
07															
08															
09														1・2・3・4	
10														1・2・3・4	
11														1・2・3・4	
12														1・2・3・4	
13														1・2・3・4	
14														1・2・3・4	
15														1・2・3・4	
16														1・2・3・4	
17														1・2・3・4	
18														1・2・3・4	
19														1・2・3・4	
20														1・2・3・4	
小計				7	▲「年号」欄 3 昭和 4 平成 5 令和			13,343,900		5,403,487				

申告書の備考欄に廃業の旨が記入されているため各資産の抹消は不要ですが、申告内容の確認のため、申告書に種類別明細書を添付してください。

注意　「増減事由」の欄は、増加の時　１新品取得、２中古取得、３移動による受入れ、４その他
減少の時　１売却、２滅失、３移動、４その他
のいずれかに○印をつけてください。

第二十六号様式別表一（提出用）

償却資産に関するお問い合わせ先

事務所名	担当係	郵便番号	所在地	電話番号
札幌市中央市税事務所	固定資産税課償却資産係	060-8572	札幌市中央区北２条東４丁目 サッポロファクトリー２条館４階	(011)211-3079

※　業務時間　午前８時45分から午後５時15分まで(土日祝日および12月29日から１月３日を除く)

○　**申告についてのお問い合わせ**

申告についてご不明な点のある方は、上記担当係までお問い合わせください。

なお、関係書類（確定申告の控、固定資産台帳等）をお持ちいただければ担当者が説明いたします。

なにかのご都合で期限までに申告書等を提出できない場合には、必ず電話等でその旨ご連絡ください。

○　**口座振替納税について**

口座振替納税は、金融機関があなたの預金口座から各納期の最終日に、振替納税する便利な方法です。

お申し込みの手続きは、お取引の金融機関窓口でできます。

なお、お申し込み方法については、

札幌市北部市税事務所収納管理課(011-207-3919)までお問い合わせください。

札幌市のホームページもご利用ください。　https://www.city.sapporo.jp/citytax/

償却資産に関する申告書用紙・手引き等をダウンロードできます。

https://www.city.sapporo.jp/citytax/syurui/kotei_toshi/shokyaku.html

【交通アクセス】

■地下鉄をご利用の場合

・東西線バスセンター前駅８番出口より北へ約350m

■バスをご利用の場合

・「サッポロファクトリー」（中央バス・JRバス）下車

・「サッポロファクトリー前」（中央バス）下車

■車をご利用の場合

・右地図に表示のある特約駐車場（サッポロファクトリー第１、第２駐車場）をご利用ください。

・駐車料金が１時間無料となります。ただし、駐車できるスペースには限りがあります。

※朝10時までは２条館１階の南側入口より館内へお入りください。

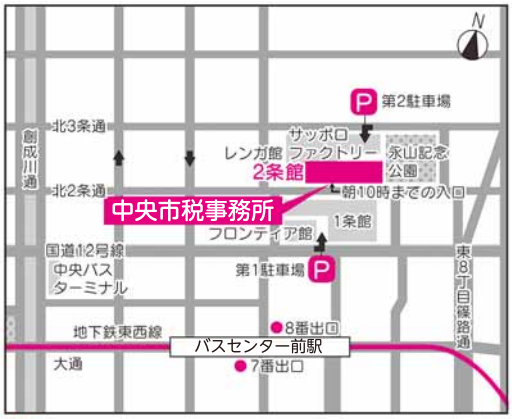

P 特約駐車場：サッポロファクトリー第１・第２駐車場

〒 060-8572

札幌市中央区北２条東４丁目

サッポロファクトリー２条館４階

札幌市中央市税事務所

固定資産税課　償却資産係　行

(この封筒に入っている申告書の区に○を付けてください。)

中央　北　東　白石　厚別　豊平　清田　南　西　手稲

このラベルを切り取って、申告書送付の際、封筒に貼付し、ご利用ください。

さっぽろ市
01-C02-24-1906
R6-1-138